

## 福祉車両利用申請書

甲斐市社会福祉協議会会長 殿

甲斐市社会福祉協議会福祉車両貸出事業要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記利用上の留意事項を承認の上、次により福祉車両の貸出しを申請します。

令和 年 月 日

申請者	住所		生年月日		
	氏名	⑩	携帯電話		
	利用者との関係	配偶者 子 孫 その他 ( )			
利用者	住所	甲斐市			
	氏名		電話		
運転者	<input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ				
	住所		生年月日		
	氏名		携帯電話		
	利用者との関係	配偶者 子 孫 その他 ( )			
利用日時	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) AM・PM 時 分 AM・PM 時 分				
利用目的	病院 旅行 その他 ( )				
		新規利用者免許証 (写)	チェック欄	前回利用者免許証確認	チェック欄
貸出時	返却時	利用距離	満々	受領日	受領金額
km	km	km		/	円
貸出時間	:	返却時間	:	使用時間	:

利用上の留意事項

- (1) 運転者は 21 歳以上の方に限ります。
- (2) 運転者は適切な管理、運行のもとで利用すること。
- (3) 車体や車内が汚れた場合は清掃すること。
- (4) 申請の目的以外の利用や第三者への転貸はしないこと。
- (5) 福祉車両の運行により生じた事故及び破損等の保険給付対象外においては、利用者の責任において損害賠償すること。
- (6) 事故が生じた場合は、法令で定められた措置を講ずるとともに次に掲げた事項を守って対処すること。
  - ・ 速やかに甲斐市社会福祉協議会に報告する。
  - ・ 甲斐市社会福祉協議会が必要とする書類及び証拠となる書類を遅滞なく提出すること。
  - ・ 甲斐市社会福祉協議会の承諾なく事故の相手方等と示談しないこと。

回 覧	局長	係長	係員	受 付	